

政策研究大学院大学学術機関リポジトリに関する規程

平成 26 年 6 月 18 日
26 規 程 第 15 号

(目的)

第 1 条 政策研究大学院大学（以下「本学」という。）における学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の運営等については、この規程の定めるところによる。

(リポジトリの運営)

第 2 条 本学の教育研究活動において作成された学術情報等を電子的に収集し、恒久的に蓄積・保存して学内外に発信・提供することにより、教育研究の発展に資するとともに、広く社会に貢献するため、リポジトリを運営するものとする。

(学術機関リポジトリ委員会)

第 3 条 リポジトリへの学術情報等の登録に係る取扱いその他のリポジトリの運営に関する事項を審議するため、政策研究大学院大学学術機関リポジトリ委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第 4 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 図書館長
- (2) 政策研究センター所長
- (3) 博士課程委員長
- (4) 大学運営局長
- (5) その他学長が指名する教員

2 前項第 5 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、同号の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、前条第 1 項第 1 号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員の中から委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(委員会の運営)

第 6 条 委員会は、過半数の出席がなければ、合意又は議決することはできない。

- 2 委員長が必要と認めたときは、案件ごとに委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務)

第 7 条 委員会の事務は、学術国際課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、リポジトリの運営に関し必要な事項については、学長が別に定める。

附 則 （平成 26 年 6 月 18 日 26 規程 15 号）

この規程は、平成 26 年 6 月 18 日から施行する。